

広報

ますざわ

第24号

令和2年9月17日発行

【発行元】

鱒沢地域づくり連絡協議会
事務局(鱒沢地区センター)

TEL 67-2115 (内線160)

FAX 67-2157

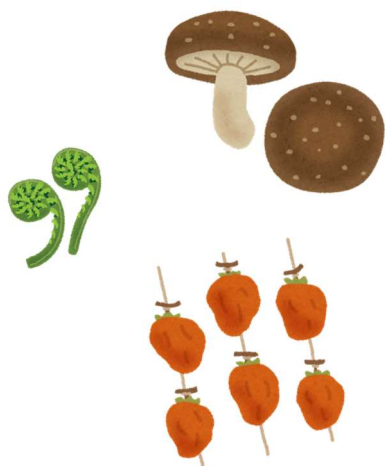
9月24日(木)の午後6時30分から、宮守老人憩いの家で第1回農と食ワーキンググループ(以下..WG)を開催します。

農と食WGでは、自然の恵みをみんなで楽しむ機会を増やし、豊かな食と鱒沢ならではの活動を創造することを基本方針に活動しています。

昨年度は、干し柿作り体験会を開催しました。今年度の事業進行計画では、山菜やキノコを活用する事業の企画のほか、地元食材を使った加工食品、料理の勉強会を計画しております。

今回のWGでは、それらの計画の見直しと地元食材を利用した加工の体験会の検討を行う予定です。

参加自由なので、ご興味のある方は、ぜひご参加願います。



ワーキンググループ開催します

農と食 9/24・暮らしの安心 9/30

9月30日(水)の午後6時30分から、宮守老人憩いの家で第1回暮らしの安心WGを開催します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、活動を自粛しており、今年度初めての集まりとなるため、今年度の事業計画の見直しと、買い物支援等に関する事例等の勉強会を行います。

暮らしの安心WGは、昨年度、買い物困難者等を対象に買い物支援バスを2回運行しました。安心して住み続けられる鱒沢を目指し活動しています。

参加自由なので、ご興味のある方は、ぜひご参加願います。



土淵地区センター 指定管理者制度導入

本広報や地区説明会等で説明しております、小さな拠点による地域づくりとして、来年度から全地区センターへの指定管理者制度、業務委託(施設を持たない鱒沢地区センターは、業務委託)が導入されることは説明しておりますが、他の地区に先行して土淵地区センターが10月から指定管理者制度を導入します。

土淵町では、土淵町地域づくり連絡協議会を地域運営組織として指定管理者となり、すでに職員の雇用や各種規則等の準備を進めており、市内の先行地区として、その動向が注目されます。

前号で解説した小さな拠点による地域づくりについて、裏面で図解にしておりますので、そちらもご覧ください。



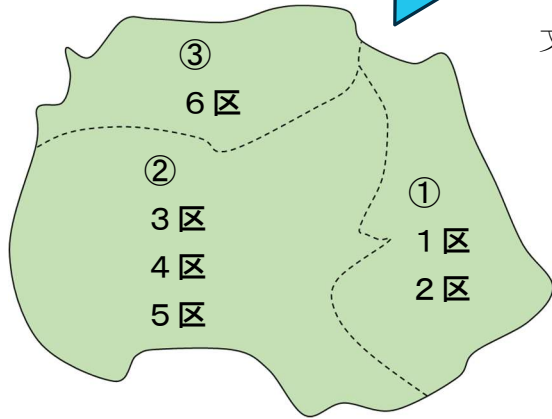
〈図解〉 小さな拠点による地域づくり

【小さな拠点による地域づくりのイメージ図】

※ 現在提案されている案を導入した場合のイメージです。

再編後の鱒沢地区

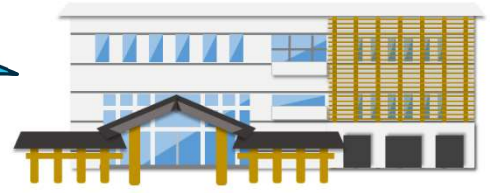
- 3 行政区
- 3 自治会 (※行政区自治会)
- ※集落自治会は、従来通り
- 5 自治会
- 消防団 3 部



行政区自治会
自治会支援制度により、従来の区長業務を行う。

区長への報償費を財源に、区長業務を委託

遠野市



文書配布等の区長業務を行う。

業務委託

地域運営組織
地区センターの運営業務委託の受託団体。今後、設立予定。

委託料で運営し、職員等も雇用も行う。

補助金により活動支援 (通称：300 万円事業) ※地連協が一括申請する。

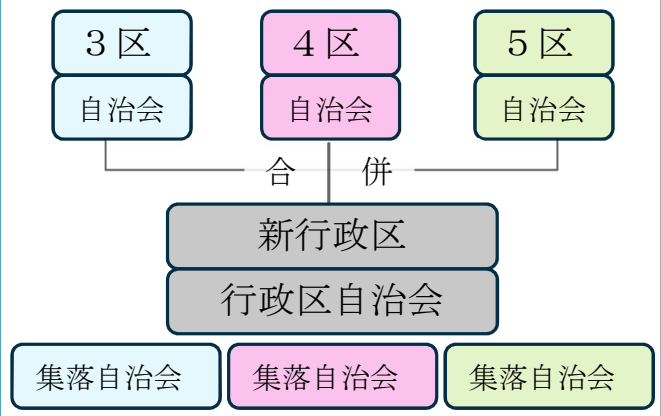
鱒沢地区センター・公民館
地域活動団体等の運営支援
地域情報の発信
災害時の避難所等の対応
生涯学習講座

事務局や運営支援を行う。

地域活動団体
鱒沢地域づくり連絡協議会
鱒沢地域教育協議会 等々



※行政区自治会の形態イメージ図 (3, 4, 5 区の場合)



集落自治会の存廃は、地域で判断する。

変化する地域組織・体制はどこか
前号に引き続き、小さな拠点による地域づくりについて説明します。
地域の団体等にとって変化する団体・体制は、大きく2点です。
一つ目は、行政区自治会です。現状で、行政区と自治会が一致しているところもありますが、令和4年度から、自治会支援制度により区長業務の委託等が始まるため、体制の見直しが必要となります。
二つ目は、地区センターの業務委託です。現状、市の直営で行っている地区センターを、地域運営組織に業務委託し、地域で職員を雇用し運営していくものです。地域運営組織は、鱒沢地区においては、これから設立する予定です。